

平成２６年１１月 ６日  
東北電力株式会社

## 女川原子力発電所の状況について

### １．運転状況について

- (１) １号機 第２０回定期検査中
- (２) ２号機 第１１回定期検査中
- (３) ３号機 第７回定期検査中

### ２．各号機の報告について

#### (１) １号機

- ・平成２３年９月１０日より，第２０回定期検査を実施中。
- ・原子炉を開放し，原子炉内の外観点検を実施。
- ・今期間中に発見されたトラブルに該当しないひび，傷等の軽度な事象なし。

#### (２) ２号機

- ・平成２２年１１月６日より，第１１回定期検査を実施中。
- ・今期間中に発見されたトラブルに該当しないひび，傷等の軽度な事象なし。

#### (３) ３号機

- ・平成２３年９月１０日より，第７回定期検査を実施中。
- ・今期間中に発見されたトラブルに該当しないひび，傷等の軽度な事象なし。

### ３．地震および津波による発電所主要設備への軽微な被害の対応状況

- ・東北地方太平洋沖地震における主要設備への軽微な被害として，平成２６年９月に，１件（「３号機蒸気タービン動翼の損傷」）が復旧し，平成２６年９月末までに６１件中６０件が復旧。

### ４．当社原子力発電所における破壊靱性試験実施状況に関する調査結果の報告について

- ・当社は，原子力規制委員会の指示文書「日本機械学会『発電用原子力設備規格 設計・建設規格』＜第１編 軽水炉規格＞に係る報告について」（平成２６年９月１７日付）に基づき，当社原子力発電所における破壊靱性試験<sup>※１</sup>実施状況に関する調査結果を取りまとめ，平成２６年１０月１７日に，本件に該当する案件はない旨，同委員会へ報告した。
- ・本件は，上記規格において，金属材料の破壊に対する抵抗を計る破壊靱性試験に関する規定のうち，再試験に関する記載<sup>※２</sup>に誤りが確認されたことを受け，法令に定める技術基準への適合が義務付けられている材料のうち，同規格に基づき再試験を実施したものの有無について，報告を求められたもの。
- ・調査の結果，誤りが確認された規格に基づいて再試験を実施したものはなく，すべて技術基準に適合した材料が使用されていることを確認した。

※1 金属材料の衝撃に対する粘りの強さを確認するための機械試験の一種。

※2 再試験を可能とする条件が、正しい記載と比べ、幅広く実施できる記載となっていたもの。

## 5. 女川原子力発電所2号機 地震後の設備健全性確認における記録管理の不備について

- 平成26年9月1日～12日に行なわれた、女川原子力発電所の平成26年度第2回保安検査<sup>※1</sup>において、女川原子力発電所2号機の地震後の設備健全性確認における点検結果の記録管理に不適切な点があるとの指摘を受けた。

<指摘の内容>

- ①記録の訂正が事業者の社内マニュアルに従って行われていないもの（10件）
- ②記録に抜けや誤りがあるもの（4件）
- ③点検結果が「否」にも係らず、必要な手続きを行わずに次の点検工程に進めたもの（1件）

- 本件について、原子力規制委員会は、計画に基づく点検は実施されており、原子力安全に及ぼした影響の程度は小さいとして、保安規定違反「監視」<sup>※2</sup>と判定した。
- 記録は点検が確実に行われていることを確認するうえで重要なものであり、当社としては、今回の保安検査での指摘を真摯に受け止め、現在、専門の調査対応チームを立ち上げ、地震後の設備健全性確認記録の再確認、原因分析および再発防止対策の検討を進めているところである。
- 今後、再発防止対策に着実に取り組み、記録管理に、より一層万全を期していく。

※1 原子力規制委員会（現地原子力規制事務所）が、事業者の原子炉施設保安規定の遵守状況を確認する検査。

※2 保安規定違反は、重要度に応じて「違反1」、「違反2」、「違反3」および「監視」の4つに区分される。このうち「監視」は、原子力安全に影響を及ぼさないが、保安規定の不履行があった場合に該当し、保安検査の中で継続的に改善状況の確認が行なわれる。

以 上